(3)　当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項

(4)　(3)に掲げる事項並びに(1)及び(2)の目標を達成するための住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込みに関する事項

(五)　都道府県は、(四)の(1)及び(2)の事項等を定めるに当たっては、七の1の(一)のかかりつけ医機能の確保に向けた取組並びに住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することとした。（第九条第四項関係）

(六)　都道府県は、保険者協議会の意見を聴いて、都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うこととした。（第一二条第一項関係）

(七)　保険者及び後期高齢者医療広域連合は、共同して、加入者の高齢期における健康の保持及び医療費適正化のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに、保険者協議会を組織することとした。（第一五七条の二第一項関係）

(八)　保険者協議会は、都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析の業務を行うものとし、厚生労働大臣は、保険者協議会が当該業務等を円滑に行うため必要な支援を行うこととした。（第一五七条の二第二項及び第三項関係）

2　前期高齢者交付金等に関する事項

(一)　概算前期高齢者交付金の額について、被用者保険等保険者においては、次の(1)及び(2)の額の合計額とすることとした。（第三四条第一項及び第三項～第八項関係）

(1)　当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の二に相当する額

(2)　当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額の合計額から同年度における概算報酬調整後調整対象基準額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の三分の一に相当する額

調整対象給付費見込額は、当該年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を乗じて得た額とすることとした。（第三四条第二項関係）

(二)　確定前期高齢者交付金について、(一)及び(二)に準じた改正を行うこととした。（第三五条第一項～第七項関係）

(四)　概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金について、(一)に準じた改正を行うこととした。（第三八条第二項及び第三九条第二項関係）

(五)　国は、政令で定めるところにより、年度ごとに、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対して当該年度の特別負担調整見込額の総額等の三分の二を交付することとした。（第九三条第三項関係）

3　後期高齢者負担率に関する事項

後期高齢者負担率は、次の(一)の数に(二)の率を乗じて得た数を(三)の数で除して得た率を基礎として、二年ごとに政令で定めることとした。（第一〇〇条第二項関係）

(一)　二分の一に、当該年度における療養の給付等に要する費用の額に対する特定費用の額の割合の二分の一に相当する率を加えて得た数

(二)　一〇〇分の一一・七二に、当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込総数を令和四年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た率を乗じて得た率

(三)　(二)の率に、次の(1)の率に(2)の率を乗じて得た率を加えて得た数

(1)　令和四年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得た率

(2)　当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数を令和四年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率

4　出産育児支援金等に関する事項

(一)　後期高齢者医療に要する費用等について、(二)の出産育児支援金を対象とすることとした。（第一〇四条第一項及び第三項並びに第一一六条第二項関係）

(二)　支払基金は、(四)の支払基金の業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収するものとし、後期高齢者医療広域連合は出産育児支援金を納付する義務を、保険者は出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負うこととした。（第一二四条の二及び第一二四条の五関係）

(三)　支払基金は、出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対して出産育児交付金を交付するものとし、当該出産育児交付金は、(二)の出産育児支援金をもって充てるものとし、当該出産育児交付金の額は、医療保険各法の規定により算定される額とすることとした。（第一二四条の四関係）

(四)　出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の額の算定方法並びに手続並びに支払基金の業務等の事項その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一二四条の三、第一二四条の六～第一二四条の九、第一三四条第二項、第一三九条第一項、第一四二条、第一四三条、第一四六条第三項、第一四八条、第一六五条並びに附則第一三条の二及び第一五条関係）

5　資料の提供等について、三の1の(四)に準じた改正を行うこととした。（第一三八条第一項関係）

6　支払基金等への事務の委託について、一の3に準じた改正を行うこととした。（第一六五条の二第二項関係）

7　前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例等に関する事項

前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例等に係る規定を削除することとした。（改正前の附則第一三条第二項及び第一五条関係）

六　社会保険診療報酬支払基金法の一部改正関係

医療費適正化について、三の5に準じた改正その他所要の改正を行うこととした。（第一条、第一条の二及び第一五条第一項関係）

七　医療法の一部改正関係

1　病院等の管理者及び都道府県知事による報告等に関する事項

(一)　病院、診療所又は助産所（以下この(一)において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（以下この七において「かかりつけ医機能」という。）その他の病院等の機能についての十分な理解の下に病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならないこととした。（第六条の三第一項関係）

(二)　都道府県知事は、(一)による報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その報告の内容を厚生労働大臣に報告するとともに、公表しなければならないこととした。（第六条の三第五項関係）

(三)　厚生労働大臣は、(二)による報告を受けたときは、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる情報の提供のため、都道府県知事による(二)の公表に関し必要な助言、勧告その他の措置を行うこととした。（第六条の三第七項関係）